

指針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信
 税理士 足田 英司
 税理士 中富 強
 税理士 松谷 正俊



3月の税務・労務

1月決算法人の確定申告	
7月決算法人の中間申告	3月中の
4,7,10月決算法人の消費税 中間申告(年税額400万円超)	決算応答日
源泉所得税、特別徴収税額 (2月分)の納付期限	3月10日(木)
贈与税・所得税の申告・納 付期限	3月15日(火)
社会保険料・児童手当拠出 金(2月分)の納付期限	3月31日(木)
個人消費税の申告・納付期 限	3月31日(木)

3月の行事・業務案内

- 3(木) 桃の節句
- 5(土) 啓蟄
- 8(火) 国際女性デー
- 14(月) ホワイトデー
- 17(木) 彼岸の入り
- 20(日) 春分の日(彼岸の中日)
- 21(月) 振替休日
- 23(水) 彼岸明け



何の日？

桃の節句五節句・上巳の節句、女の子の幸せと健やかな成長を祈ります。元来は人形を身代わりに邪気を祓うため流し雛の儀式が起源といわれています。

啓蟄二十四節季・冬ごもり中の虫が目覚まし姿をあらわす。冬ごもりの虫声を啓く

国際女性デー米国で婦人参政権を要求する集会をした日が起源とされている。

ホワイトデーバレンタインデーの返礼目的で男性からプレゼントを女性に贈る日。

春分の日二十四節季・昼と夜の時間が同じ。国民の祝日に関する法律で定める休日

振替休日国民の祝日に関する法律第3条に定める休日

いつまでに手続すれば期限内？

確定申告の期限が迫っています

個人の所得税と贈与税の申告期限は3月15日(火)です。期限内の手続きとは具体的にどこで見極められるのでしょうか。

電子申告の場合、15日の24時が期限となります。1秒でも遅れると、日付は変わりません。

紙提出の場合で、税務署に持参する場合、16日の朝、税務署が書類受付のポストを開ける時まで投函されていれば15日の受付として処理されます。

郵便の場合で郵便法に定められた信書の場合は消印の日に提出したものとみなされます。郵便局の窓口の場合、午前0時を過ぎ

ると翌日の消印になります。ポストへの投函は当日の最終回収時間に回収した分まで当日日付で消印が押されます。なお、宅配など信書以外の送り方の場合は税務署に到着した日が受付の日となります。

期限内の申告を行うためには、資料のご提出がなければ計算が完了しません。すでに提出が終えている場合も、経費などの漏れていたことがわかれれば訂正申告もできます。再度見直しを行い、期限内に正しい申告をしましょう

営業日及び営業時間のご案内

3月5日(土)は営業します。

3月24日(木)午後は職員研修のため休業いたします。

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-1 7第5松葉ビル301号
 Tel:072-805-5252 FAX:072(805)5253 Eメール:info@kskj.jp
 URL: http://kskj.jp 相続専門: kskj-souzoku.jp 飲食: food-tax.jp
 税理士法人京阪総合会計事務所/京阪総合経営(保険取扱)

【取次会社】(生命保険) 大同生命、NN生命(旧ING生命)
 (ビジネスソフト) 弥生会計MJS(損保) ユナイテッド・インシュアランス(株)(コンサル) 日本フードアドバイザー協会(飲食向コンサル)

今号の紙面

- 確定申告、お忘れはないですか？ ○ 健保が改定
- ジュニアNISAって？ ○ マイナンバー違憲訴訟原告に
- Q&Aパートタイムに有給休暇が必要

協会けんぽ、健康保険料率を改定しました

平成28年3月分(4月納付分)から適用される保険料率が決定しました。22県で引き上げられ、18県で引き下げられました。7県は据置です。これにより全国平均は昨年同様10%となっております。複数の都道府県に支店などをお持ちの場合は、その勤務地の料率の適用となりますのでご注意ください。

例えば、本社が大阪、支店が奈良だとすると、本社勤務の方は大阪の保険料

	旧保険料率	新保険料率	増減差
大阪	10.04%	10.07%	+ 0.03
京都	10.02%	10.00%	△ 0.02
兵庫	10.04%	10.07%	+ 0.03
奈良	9.98%	9.97%	△ 0.01
和歌山	9.97%	10.00%	+ 0.03
滋賀	9.94%	9.99%	+ 0.05
岡山	10.09%	10.10%	+ 0.01
東京	9.97%	9.96%	△ 0.01
岐阜	9.98%	9.93%	△ 0.05
宮城	9.96%	9.96%	0
福岡	10.09%	10.10%	+ 0.01
静岡	9.92%	9.89%	△ 0.03

標準報酬月額の上限も引き上げ

率、支店勤務の方は奈良の保険料率が適用されます。実際に生活の場合同じでも、勤務地で保険料率が変わります。

ただし、支店で給与支払の業務を行っておらず、本店で一括して給与計算・支払を行っている場合は本社

の保険料率が適用されます。各支店で取り扱いをする場合は、保険証の種類が変わりますので、転勤があった場合はこれらの変更手続きが必要です。ご注意ください。

ちなみに、もっとも保険料率が高い県は佐賀県の10・33%、もっとも低い県は新潟県で9・79%、その差は0・54%あります。

標準賞与も引き上げ

賞与を支払った場合、4月から翌年3月末までに支給した賞与の総額から1千円未満を切り捨てた標準賞与額に保険料率を適用しますが、この場合の標準賞与額の上限は540万円でした。この上限は4月から573万円まで引き上げられます。

なお、厚生年金の標準賞与の上限は1回ごとの支給額150万円としていますが、これは据置のままです。

標準報酬月額は47級が上限でしたが、3月(4月納付分)から50級まで上限が引き上げられます。

この結果、報酬月額が123万5000円以上の方は、3月(4月納付分)から新しい等級になりますのでご注意ください。

追加された等級の適用は、前年の定時改定の際に届け出た3ヶ月平均の報酬月額が基準となります。

保険料率の改定もあわせて行いますので、健康保険料の負担が引き上げられますのでご注意ください。

等級	標準報酬月額	報酬月額の範囲
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

給与が1,355,000円以上の場合

現状では1,210,000×保険料率であったものが1,390,000円×保険料率に改定されます。

大阪の場合、保険料率も上がりますので保険料負担が増えていきます。下の計算例は労使合計額です。ご注意ください。

2月分(3月納付) 121万円×10.04%=121,484円

3月分(4月納付) 139万円×10.07%=141,363円

ジュニア NISA が平成 28 年 4 月からスタートします

見落としがちなのが多々あります。ご注意ください

ジュニア NISA が 4 月から正式にスタートします。すでに金融機関では募集を始めていますが、注意点も多くあります。

贈与税の非課税枠に注意

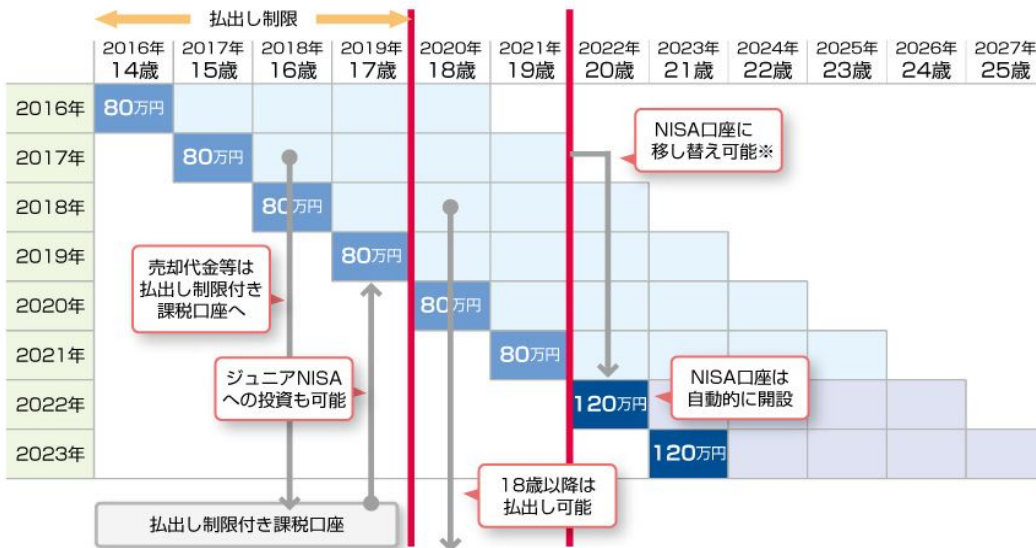
正式には「未成年者少額投資非課税制度」とよび、投資額の上限は 80 万円。贈与税には 110 万円の非課税枠がありますが、別枠があるわけではないので注意が必要です。つまり、ジュニア NISA を満額 80 万円する場合、未成年者の自己資金を流用したことが明らか場合以外は贈与と認定されません。この場合、残りの非課税枠は 30 万円しか残っていません。毎年 110 万円の現金贈与もあわせてする場合は、非課税限度額との兼ね合いに留意する必要があります。

18 歳まで払い出し制限

例えば、1 歳の孫にジュニア NISA で贈与した場合、利益に対する非課税適用は 5 年間利用できます。しかし 18 歳になるまで払い出しはできません。18 歳までに払い出しをした場合は、全部解約しか認められず、非課税期間の免税分が課税されます。また、売却損が出た場合、特定口座などの損失との通算もできません。

今年から利用すれば最大 640 万円

平成 35 年までの 8 年間で毎年ジュニア NISA



※移管日の時価で 120 万円が上限です。

A に投資すると最大 640 万円まで非課税投資を利用できます。しかし、利用には多くの制限があることもご承知おきください。

	ジュニア NISA	NISA (成年 NISA)
非課税対象	少額上場株式・投資信託の配当・譲渡益	
対象者 (口座開設者)	0~19 歳の国内居住者 ※	20 歳以上の国内居住者
実際の投資者	親権者	口座名義人
口座開設可能期間	平成 28~35 年 (非課税措置は 28 年 4 月以降)	平成 26~35 年
金融商品取引業者等の変更	変更不可 (1 人 1 口座のみ)	毎年変更可
年間の非課税投資額	80 万円	120 万円 (2015 年までは 100 万円)
非課税期間	最長 5 年間 (途中売却可。ただし、売却部分の枠の再利用不可)	
払い出し制限	3 月 31 日時点で 18 歳である年の年末までは、原則として払い出し不可	払い出し制限なし
提出を求められる書類	個人番号 (マイナンバー)	基準日住所がわかる住民票等

※開設する年の 1 月 1 日に 19 歳以下であることが条件

マイナンバー違憲訴訟の原告になりました

マイナンバーの違憲裁判が東京・大阪・仙台・新潟・金沢の5地裁で取り組まれています。

当事務所の定田税理士は、原告一員として参加しており、3月1日大阪地方裁判所202号法廷で行われる最初の意見陳述をいたします。

裁判では①マイナンバーの利用の禁止(差し止め)、②マイナンバーの削除、③10万円の慰謝料の3点を求めます。

原告個人として、マイナンバーの利用を拒否する権利があることを明らかにするものですから、マイナンバー制度そのものを停止させるのは難しいと考えます。仮に勝訴したとしても、判決の効力は原告個人にしか及びませんので、制度そのものが廃止されることはないでしょう。しかしながら、一方的に番号の記載が義務のように喧伝している政府の姿勢などを改めさせる効果は期待できます。

もともと問題だと考える点は、マイナンバーの記載や提供に関する昨今の「空気」です。

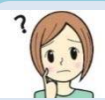
国民にはマイナンバー利用や提供の義務がないにも関わらず、義務であるかのような政府の宣伝が蔓延しています。これに追随する形で民間事業者のあいだでも、従業員らに義務であると提供を強要する「空気」が全国で広がっていることに不安を感じます。

今回の裁判を通じて「空気」を払拭できればと考えています。



Q&A コーナー

パートでも有給休暇?

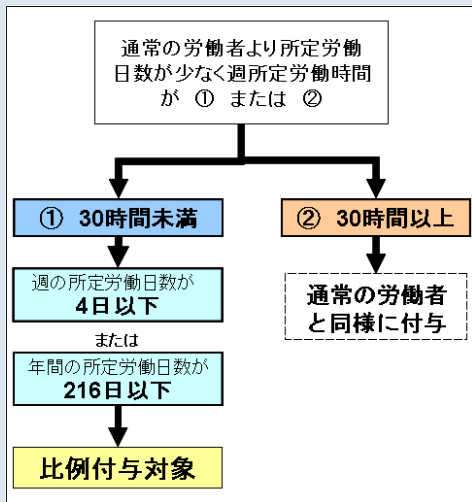


パートであっても従業員には有給を与えないといけなないと聞きました。どういう方法で与えないといけなないのでしょうか。

パートである場合には日数は減りますが、有給の付与そのものは正社員と同様にしなければなりません。

フルタイムと同様、パート・アルバイトも、雇用日から6か月勤務し労働日の8割以上出勤した場合、年次有給休暇(有給)を付与しなければなりません。労働者が有給を取りたいとの申し出に對して、雇用者は仕事の閑繁を理由に有給日の変更が可能な場合もありますが、有給の利用そのものを拒否することはできません。労働基準法39条で定められて

おり、罰則もあります。付与日数は左表の通りです。週の平均的な勤務日数が4日以下の場合、付与日数は減ることになります。またシフト制であれば週の平均労働日数から計算することになります。



比例付与日数

週の所定労働日数	年間所定労働日数	勤続年数						
		6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日